

(「支払を受ける権利の確定」の意義)

- 6 改正法附則第5条第2項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、電気・ガス等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法等により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいう。